
第 2 回 大 山 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第 5 日)

令和 7 年 3 月 13 日 (木曜日)

議 事 日 程

令和 7 年 3 月 13 日 午前 10 時 00 分開議

1 開議宣告

- 日程第 1 議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 2 議案第 4 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 5 号 大山町職員等の旅費に関する条例及び大山町実費弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 6 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 8 号 大山町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 9 号 大山町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 10 号 大山町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 11 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 12 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 13 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例について
- 日程第 12 議案第 14 号 大山町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例について
- 日程第 13 議案第 16 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 14 議案第 17 号 大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 15 議案第 18 号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定について
- 日程第 16 議案第 19 号 令和 7 年度大山町一般会計予算
- 日程第 17 議案第 20 号 令和 7 年度大山町土地取得特別会計予算
- 日程第 18 議案第 21 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計予算
- 日程第 19 議案第 22 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 23 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算
- 日程第 21 議案第 24 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 22 議案第 25 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計予算
- 日程第 23 議案第 26 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 27 号 令和 7 年度大山町温泉事業特別会計予算

- 日程第 25 議案第 28 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別会計予算
 日程第 26 議案第 29 号 令和 7 年度大山町索道事業特別会計予算
 日程第 27 議案第 30 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計予算
 日程第 28 議案第 31 号 令和 7 年度大山町水道事業会計予算
 日程第 29 議案第 42 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例について
 日程第 30 議案第 43 号 工事請負変更契約の締結について
 (御来屋漁港海岸護岸改修工事(2工区))
 日程第 31 議案第 44 号 公の施設の指定管理者の指定について(大山中の原スキー場)
 日程第 32 議案第 45 号 教育委員会委員の任命について
 日程第 33 議案第 46 号 監査委員の選任について
 日程第 34 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第 35 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第 36 請願第 1 号 旧姓の通称使用の法制化を求める請願書
 日程第 37 陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書
 日程第 38 発議案第 1 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則について
 日程第 39 発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について
 日程第 40 発議案第 3 号 大山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について
 日程第 41 議員派遣について
 日程第 42 閉会中の継続調査について(総務経済常任委員会 所管事務調査)
 日程第 43 閉会中の継続調査について(教育民生常任委員会 所管事務調査)
 日程第 44 閉会中の継続調査について(広報常任委員会 所管事務調査)
 日程第 45 閉会中の継続調査について(議会運営委員会 所管事務調査)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(14名)

2 番 西 本 憲 人	3 番 豊 哲 也
4 番 島 田 一 恵	6 番 池 田 幸 恵
7 番 門 脇 輝 明	8 番 大 原 広 巳
9 番 大 杖 正 彦	10 番 大 森 正 治
11 番 杉 谷 洋 一	12 番 近 藤 大 介
13 番 吉 原 美 智 恵	14 番 岡 田 聡
15 番 野 口 俊 明	16 番 米 本 隆 記

欠席議員(なし)

欠員(2名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 ……………野 間 光 書記 ……………林 原 彰 吾

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………竹 口 大 紀	教育長 ……………鷺 見 寛 幸
副町長……………吉 尾 啓 介	教育次長……………赤 路 卓 也
総務課長……………金 田 茂 之	地方創生監……………山 根 篤 大
財務課長 ……………池 山 大 司	幼児・学校教育課長 ……井 上 龍
商工観光課長……………源 光 靖	農林水産課長 ……………桑 本 英 治
総合福祉課長 ……………田 中 真 弓	総合福祉課参事……………石 谷 美智子

午前 10 時開会

○議長（米本 隆記君） みなさん、おはようございます。

3 月定例会もいよいよ最終日となりました。本議員の任期中の最後の定例会になっております。よろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は 14 名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

なお、議案第 3 号から議案第 14 号までと、議案第 16 号から議案第 31 号までは、本日は討論・採決を行ないます。

また、議案第 42 号から諮問第 2 号までは追加議案ですので、提案理由の説明から採決まで行います。

日程第 1 議案第 4 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 1、議案第 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 3 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 議案第 4 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 2、議案第 4 号 大山町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 4 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 4 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 3 議案第 5 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 3、議案第 5 号 大山町職員等の旅費に関する条例及び大山町実費弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 5 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 6 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 4、議案第 6 号 大山町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び大山町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 6 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 6 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 5 議案第 7 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 5、議案第 7 号 大山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 7 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 7 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 8 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 6、議案第 8 号 大山町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 8 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 8 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 9 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 7、議案第 9 号 大山町選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 9 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 9 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 10 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 8、議案第 10 号 大山町水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 10 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 11 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 9、議案第 11 号 大山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 12 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 10、議案第 12 号 大山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 13 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 11、議案第 13 号 大山町ふるさとフォーラムなかやまふれあい倶楽部条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 14 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 12、議案第 14 号 大山町立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 16 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 13、議案第 16 号 大山町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 16 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 議案第 17 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 14、議案第 17 号 大山町上大山辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 17 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 15 議案第 18 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 15、議案第 18 号 大山町新高田辺地に係る総合整備計画の策定についてを議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 19 号 ～ 日程第 28 議案第 31 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 16、議案第 19 号 令和 7 年度大山町一般会計予算から
日程第 28、議案第 31 号 令和 7 年度大山町水道事業会計予算まで計 13 議案を一括議題とします。

令和 7 年度予算審査特別委員会の審査結果の報告を求めます。委員長 杉谷洋一議員。
○令和 7 年度予算審査特別委員長（杉谷 洋一君） それでは、報告書を読み上げて報告とさせていただきます。

令和 7 年度予算審査特別委員会報告書。令和 7 年 3 月 13 日大山町議会議長 米本隆記様。令和 7 年度予算審査特別委員会委員長 杉谷洋一。

令和 7 年 2 月 27 日、令和 7 年第 2 回大山町議会定例会において設置された議員全員による令和 7 年度予算審査特別委員会に付託された、令和 7 年度一般会計及び各特別会計予算について審査したので、会議規則第 77 条の規定により下記の通り報告します。

記。1. 事件名、議案第 19 号 令和 7 年度大山町一般会計予算から議案第 31 号 令和 7 年度大山町水道事業会計予算までの 13 議案です。

2. 審査の経過および審査の結果、付託を受けた 13 議案について、分科会方式で令和 7 年 2 月 28 日から 3 月 5 日までの 4 日間審査を行うとともに、3 月 10 日に委員全員で審査を行った。

その結果、付託された 13 議案については、賛成多数で、次に述べる意見を付して認定すべきものと決定しました。

3. 審査意見、①一般会計、財務課、政策的な事業を可能な限り含まない予算となっている。人事院勧告における人件費の増加、物価高騰などから骨格予算において 4.45 億円の財政調整基金の取り崩しとなっている。大変厳しい内容となっており、今後、公共施設の統廃合における人件費・光熱費の見直し、政策的事業見直しなどを行なっていかなければ、数年で使える基金が底をついてしまう。

問題を問題として認識し、同じ方向を向いて具体的な解決策を実行していくべきであります。

健康推進課、一般会計から診療所特別会計に赤字補填分として毎年多くの予算が繰出されている。採算が合わなくても地域福祉として必要なら、収益性を求めすぎるのではなく、必要経費として整理して、赤字補填でなく、運営補助として支出していくべきである。継続していくのであれば、そういったマインドチェンジも検討していく必要がある。

あわせて、民間の医療機関との話し合い、調整や経費削減、収益増は引き続き検討が必要である。

（2）特別会計、索道事業特別会計、リフト敷地賃借料の 824 万 5,000 円に関しては、売上に対しての増額はなく、最低限の賃借料 2,000 万円の按分となっている。

リフト敷地賃借料に関して取り決めた頃から、状況も変わっているので、適正な交渉を行っていただきたい。

4. 付帯意見、人事院勧告における人件費の増加、物価高騰などから骨格予算において 4.45 億円の財政調整基金の取り崩しとなっている。大変厳しい内容となっており、

将来、町が進める事業の効率的な運営と具体的な解決策を検討されたい。以上です。

○議長（米本 隆記君） これで令和 7 年度予算審査特別委員長の報告を終わります。

議案第 19 号

○議長（米本 隆記君） これから 1 議案ごとに討論・採決を行います。

日程第 16、議案第 19 号 令和 7 年度大山町一般会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい、議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 討論がありますので、まずは、原案に反対者の発言を許します。
ですか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 反対討論。

○議長（米本 隆記君） はい、12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） 令和 7 年度一般会計予算について反対の討論をいたします。

この予算は、今年は 4 月に選挙がありますので、必要最小限の費用しか見込んでいない骨格予算であります。にもかかわらず、110 億円を超える大型の予算になっています。

個々の事業の中には、大型の事業は全くないにもかかわらず、財源が不足し、4 億 4,500 万円も財政調整基金を取り崩す予算となっております。大山町には今約 56 億円の基金がありますが、このうち 36 億円は長期債券で運用中であり、今実際に使える基金は 20 億円しかありません。1 年前に、財務課が作成した財政推計によれば、今のままの事業を続けていけば、令和 10 年度には、この使える基金が底をつくと言われ、推計をしております。そのことを裏づけるかのように、令和 7 年度予算で財政調整基金を 4 億 4,500 万円も取り崩さざるを得ないのは、極めて重大な数字だと思っております。

竹口町長はこの財政状況について、財政健全化の四つの指標のみを取上げ、大山町の財政は健全だと断言しておられますが、それらの指標は、令和 5 年度は赤字ではないということと、その時点で借金が多過ぎないということを示す数字にすぎません。令和 6 年度の決算見通し、令和 7 年度の予算から、今後、実質赤字比率は悪化していくことが見込まれます。

また、そのような財政状況から、借金を増やさないために、今後必要な公共事業が抑制せざるを得ない状況が想定されます。道路や上下水道の修繕、あるいは新設改良、公共施設の修繕、統廃合など、今後、予算不足から、必要な事業にそれらの予算不足から、今後必要な時期にそれらの事業に着手できず、先送りしていかざるを得ないことも想定されます。

このように、今、大山町の財政状況は非常に厳しい状況であるにもかかわらず、財政

は健全だと。町長が強く主張されることは、町民が町政の町財政の実態を正しく知る機会を奪うことであると思います。そのことは、町民に対して誠実さが足りないということではないでしょうか。

一方で、町長は、財政が悪化すれば事業を取りやめる、事業の総量を見直す、積極財政をやめるといようなことをおっしゃっておられますが、財政危機が目前で避けられなくなって、いきなり急ブレーキを踏むということは無責任ではないでしょうか。

財政の危機は今日の前に迫ってきています。少子高齢化で、地域の担い手が少なくなり、また、価値観の多様化により行政ニーズも多様化している今の状況にあって、財源不足に対応するため、どの事業を優先し、どの事業を縮小廃止していくかを決めることは、簡単なことではありません。

町長は常々、それらのことを自分が判断して決めると言われておりますが、この間、竹口町長は、住民参画の行財政改革審議会をなくし、さらに、有識者も含めた外部評価制度もなくしてこられました。今の時代、そのように、どの事業を優先し、どの事業を縮小廃止していくかは、やはり住民参画によって、じっくりと住民が議論しながら進めていくべきことだと思います。

厳しい将来見通しを町民に適切に説明せず、行財政改革をこの間行って、行財政改革を怠ってきた結果が、このような財政状況になっているのではないのでしょうか。正常性バイアスという言葉があります。危険を知らせる情報があっても、まだ大丈夫だろうと。思っ、逃げ遅れることになります。

大山町議会議員としては、今の大山町の行財政の数字を適切に住民にお知らせし、このままでは、危ないということをしっかりと説明していくことが我々の責任ではないでしょうか。

以上の理由から、骨格予算ではありますけれども、令和7年度の予算に反対をいたします。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 議長、9 番。

○議長（米本 隆記君） 9 番 大杖議員。

○議員（9 番 大杖 正彦君） 私は大山町当初予算に対する賛成の立場で討論したいと思います。

町長は任期4年を改選も控えておりますので、骨格予算という認識というのは先ほどの答弁でありましたとおりです。

一方で、骨格予算でもあるにもかかわらず、110億8,000万円であることの指摘をされましたが、これは人事院勧告による職員給料の増と、諸物価の高騰に対応したものが主で、大山町における当初予算の総額は、昨年ベースに比べマイナス3%です。こういうことをしっかり町民の皆さんに知っていただく必要がございます。

一方で、それに加えて令和7年における県内の市町村、そして全国の市町村の新年度における予算額は過去最大のところあります。あるいは過去2番目の規模というところもあると聞いております。

これは昨今の物価高、人件費高などによるものと考えられますが、では、予算額が増え、財政は大丈夫であるかについては、私としては全く問題でないではないかというふうに捉えております。なぜなら、国の基準でも、大山町の財政は健全そのものであるからです。

加えて、町の財政は8年間赤字ありません。債券運用も問題なく、借金も30億円も減少しており、町の財政は健全そのものであり、これは議会が毎回毎回議決で承認している事実でございます。大山町の将来のため、大山町の将来のため、持続可能な財政運営のもとで必要な投資を行うことこそ、町政の本来の役割であり、私たち議会の責任でもあります。

以上のことから、本予算案に賛成することを表明し、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（3番 豊 哲也君） 議長、3番。

○議長（米本 隆記君） 3番 豊議員。

○議員（3番 豊 哲也君） はい。3番 豊哲也です。

反対の立場で討論させていただきます。近藤議員がおおむね話していただいたので、補足するような形でお話しさせていただければと思います。

今ですね、大杖議員からもありましたが、財政における4指標においては、健全だと私もそう思います。それを財務課長にも確認して健全だと。ただそれは、現段階、令和4年度の数字においてで、現在の立ち位置なんですね。それは健全です。そこから今下降してますよねと、いうのがまず一つです。基金を取崩していつてる状況にあるということ。それが、方向性がよくないんじゃないかと。またですね、それをすぐに修正できる状況ならいいかと思えます。

ただ今、経常収支比率が93.9%となっておりまして、それはどういうことかという、と、経常的な収支なので、見直すことが難しい、常に使わなければいけないような、そうした事業が93.9%もあると。また、ふるさと納税を歳入とした、そうした事業は、この数字が含まれません。それは、令和6年度3.8億円あります。私見ましたが、そのうちでも短期的なイニシャルコストと言われるような経常的にはない、そうした事業というのは、私の見立てでは1,000万円か2,000万円ぐらいしかないんじゃないかと。3億円以上が経常的な収支ではないかなと思っております。

ということで、今、下も向いている、で、それを打開する方法がすぐにできるのであれば私は、基金がある程度取り崩された段階で、その情報を修正すればいいと思っています。

ただそれが今難しい状況、経常収支比率が非常に高い。またですね、ふるさと納税応援基金を歳入とした、そうした事業が非常に多い。ということで、それを改善する方法がなかなかないのではないかなというところで、私は危惧しております。

それを、一般質問等でぶつけてみましたが、具体的なそうした打開策というのを私はイメージできませんでした。できれば説明していただきたく、大山町の未来を明るくものとして私も進めていきたいかったです。

今回、予算の審査の中で、附帯意見、杉谷委員長と大杖副委員長が附帯意見、私、素案作らせていただきましたけども、それを大幅に変えていただいて附帯意見をつけていただいております。

人事院勧告における人件費の増加、物価高騰などから骨格予算において、4.45 億円の財政調整基金の取崩しになっている。大変厳しい内容となっており、将来町が進める事業の効率的な運営と具体的な解決策を検討されたい。まさにこのとおりだと思います。大変厳しい内容となっております。

また、具体的な解決策、これを示していただければ、私はこの場に立っていません。そうした形で、今、財政が大変厳しい状況になっている、そういう形に向かっている、数年後の財政が厳しくなっていく。そうした観点から、反対の立場をとらせておきます。

以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 私はこの令和 7 年度一般会計予算案に対して、賛成の立場で討論を行わせていただきます。

先ほどから出ておりますように、この予算案は、骨格予算として編成され、そしてその規模は、総額 110 億 8,000 万円（後に発言訂正された部分） 同じく、骨格予算であった令和 3 年度当初予算の規模は 98 億 4,000 万円でした。内容を比較すると義務的経費である人件費は 22 億 4,000 万円から 26 億 6,000 万円と 4 億 2,000 万円の増。扶助費が 8 億 7,000 万円から 10 億 8,000 万円と 2 億 1,000 万円の増、公債費は 13 億 7,000 万円から、12 億 9,000 万円と 8,000 万円の減となっております。その他、国の補助事業等の投資的経費が 5 億 9,000 万円から 7 億 7,000 万円と 1 億 8,000 万円の増、その他の物件費等が 47 億 6,000 万円から 52 億 6,000 万と 5 億円の増となっております。

数字については 100 万円以下切捨てた数字でありますので、合計と一致しない場合もあるかと思いますが、こういう状況、私は増加の大きな要因は、会計年度任用職員制度などの改正による人件費等の義務的経費や IT 化対応の経費、物価などの上昇によるものと考えております。

町は、令和 7 年度当初予算編成方針において、経常収支の比率が高く、財政の弾力性が失われつつあるとの認識を示しております。

これは先ほど豊議員がおっしゃられたとおりで、認識は共有をされておると思います。また令和 6 年 2 月の財政推計をもとに、5 年後の令和 10 年には、運転資金の捻出に苦慮することになるとの危惧も共有をしております。

そして計画的な経常経費の削減の必要を述べて、この予算編成に取り組んできておられます。予算案は、この方針に従って、部内において厳しく査定され編成されたものと受け止めております。

したがって、この歳入の足りない部分を以前議会において有効活用すべきとの意見も出ていた財政調整基金から繰出で補うのは適切であると思います。

骨格予算には、義務的経費のほか、政策的経費のうち、4 月当初から執行しなければ、町民の生活に大きな影響を与える経費が含まれております。

例えば、給食費や高校通学費の補助など、これまで議会が承認した事業に係る経費などで必要最低限のものです。私は、現時点で、この予算案に変更すべき点はないと考えておりますので、賛成をいたしたいと思います。

なお、今後の行財政運営の見直しに当たって、政策的事業の整理統合、スクラップアンドビルドなどは、国会でも議論されております高額療養費の問題に見られるように、関係者にとって苦痛を伴う場合も考えられますので、慎重に時間をかけて、町民の理解を得ながら、実施していただきたいことを申し添え、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に・・

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、すいません。

○議長（米本 隆記君） はい。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 発言の中で、当初予算増額 110 億 8,000 万円を 110 兆というふうがいい間違えておりますので訂正をお願いします。

○議長（米本 隆記君） はい。それでは、次に原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい。よろしくお願いします。

私は今回の当初予算、骨格予算なんですが、どちらかというと反対というような立場で話させていただきます。

今回、討論何名か立たれましたけど、財政の話一色だなというふうに思っています、今のところ。ここ最近、いろんな選挙前ということもあり、いろんな方が P R することによって財政の話が住民さんレベルまで浸透ってきて、大山町の財政大丈夫なのか、そ

うじゃないのかっていう話をあちらこちらで頻繁に聞くことが増えました。町民さんが大山町のことに興味を持って関心を向けてくれるのはありがたいなと思うんですけど、実際大丈夫なのかどうなのかっていうところは、やはり皆さんが気になるところかなというふうに思います。

皆さん、多くの議員が今まで話されたと思います。一般質問では、町長は多くの議員に聞かれて、大丈夫ですと、いう発言もされていました。

私の見解です。私の見解は分からないということだと思います。町長は大丈夫だと言いました。これから10年、20年先の財政が確実に大丈夫っていうことは誰も言い切れないのかなと思います。現時点でやばいよということも、私はどちらかというところ若干そう思うんですけど、現時点で確実にやばいということも言い切れないなというふうに思ってます。

というのは、大山町約100億円ですね、来年度でしたら110億円ぐらいの予算がついてますけど、7割が国からの予算で成り立ってる町です。いわゆるこの7割が国からもらえるお金で成り立ってる町なんで国からのお金が変わることによって、思ったより大丈夫だったってなることもあれば、思ったより駄目だったってなることもあるわけですよ。なので、予測でしかないっていう話です。

予測にはいろんなことがあります。町長が大丈夫っていう4表の指標は、過去の実績をもとに出された大丈夫っていう根拠ですし、財政推計というのは財務課長が出してくれたこれからの将来を予測された数値です。どこを切り取ってどう発信するかで大丈夫っていうことも言えるし、大丈夫じゃないということも言えると思います。

だけど、僕今回このこれだけ財政の話が議会の皆さんとか住民の皆さんの中で出ているのはなぜかなというふうに考えてみたらですね、これ今回は、問題なのは、財政が今やばいかやばくないか、この先やばいかやばくないかっていうことの問題の本質に隠れているのは、計画性がないことと、役場内で合意がしっかりとれてないことによってこういう議論が巻き起こってるなと感じています。

大山町では今まで、この議会で私4年間関わった中で、ノースフェイスの誘致とか、アウトドアブランドの誘致とか海の拠点整備事業、給食費無償化の事業、今回も議案になってますけどスキー場の運営に対しての事業、今回の財政の話、議会内で意見が割れたりする案件は、必ずと言っていいほど説明が足りなかったり、バタバタで直前で出てきたり、役場内で合意形成がとれていないっていう事案が発生しているなと思います。

今回4.5億の基金の取崩しっていう、貯金の取崩しみたいのがありますけど、骨格予算で4.5億の基金の取崩しがあったのは恐らく初めてだと思います。

確かに去年、おとしも当初予算で基金の取崩しはあるんですけど、結果、最終的にはふた開けたら予定してたより少ない取崩しで済みましたよっていうようなことも町長は言われてました。確かにそのとおりだなと思います。だけど、今回は今までの最高額

っていうのもありますし、骨格予算というのがありますし、大丈夫っていうふうに皆さんが思うのもとても理解ができます。

これを、仮に当初予算とか骨格予算で基金を取り崩すことが悪いわけじゃないんですよ。これもっと早めに、こういう理由だからということで議会に説明できなかったのかなと思うんですよ。あまりにも直前に皆さんに言われてから取ってつけたような、大丈夫ですよってというトークを切り取ったようなところで繰り上げられるってことに、あああまりちょっとこれは賛成できないなというふうに思っています。

意見が割れてます。恐らく、議会に提出される中で役場内で、私課長さんとかに今言った先ほどの議案は、結構聞きますよ。議会が始まる直前に電話かかってきて、今回の議案は反対してほしいなと、役場内で合意形成取れてないですよってという連絡だったり、公的な委員会の場所でも、課長さんたちに私たち何も聞いてませんよってという話も何度も受けてます。これ私だけじゃなくて多分、おられる議員さんみんな受けてると思いますし、議事録とか調べたら出てくると思います。

もちろん人が関わるんで意見が割れることあるんですけど、少なくともその合意形成はある程度した上で出してきてほしいなというふうに思います。

私は、財政が本当に大丈夫か大丈夫じゃないのか、10年後のことを100%当てれる人はいないと思いますけれど、今なら、ちゃんと方向性を定め直す時期としてはいいのかなというふうに思います。計画性がないことと、役場内合意形成がとれてないということに対して、私は今回の当初予算、骨格予算は反対の立場で討論させていただきました。

以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか討論ありますか。

○議員（10 番 大森 正治君） 議長、10 番。

○議長（米本 隆記君） 10 番 大森議員。どちらですか。

○議員（10 番 大森 正治君） 反対です。

○議長（米本 隆記君） 反対、はいどうぞ。

○議員（10 番 大森 正治君） 令和 7 年度大山町一般会計予算に反対の討論をいたします。

同和対策関連予算は、経常的経費のごとく相変わらず計上されておりますけども、これは、かねてより私が主張しておりますように、もっと精査すべき事業ではないかというふうに考えます。それは、町民の意識調査からも明らかなように、差別的な事象はここ数年で急速に減少しておって、1 桁ないし 1 桁近くのパーセンテージになっております。

また、近年の町民の皆さんの人権意識の高まりを考えるならば、同和地区に限った特

別な施策は見直して、一般施策に移行したほうが、同和問題の完全解決の早道と考えております。そのため、進学奨励交付金、地区進出学習会、地区活動費補助金などを有する本予算に反対せざるを得ません。

ただですね、ただ、本予算は、少子化対策としての子育て支援策、もろもろの子育て支援策、一々言いませんけども、それから高齢者福祉の充実など、住民福祉の向上に配慮した予算であり、私は評価するものであります。骨格予算でありながら、4年前の骨格予算と比べてみまして、12億円ほど多くて、総計が約111億円になっておりますが、これは先ほども門協議員からもありましたように、人事院勧告による給与や報酬など人件費の増、それから国の制度改定や政策に伴う扶助費の増、また、物価高騰に伴う物件費の増、これらが要因になっております。

これは、他の類似団体である、例えば八頭町、ここも選挙がありますけども、骨格予算だと思いますが、ここもほぼ同額の予算規模であります。このような外的な要因によって、予算規模が膨らみ、財政調整基金を4億4,500万円取り崩すことになっておりますが、これは一時的な対応として、あり得ることだろうというふうに考えます。

当初予算の規模や、財政調整基金の取崩しについて、先ほどからの討論もありましたように、町財政の危機を懸念する声、聞いておりますが私も、これは私は現時点では杞憂とも言える主張ではないかということをつけ加えまして、討論いたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

○議員（14 番 岡田 聰君） 議長、14 番。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田議員。

○議員（14 番 岡田 聰君） 私は、令和 7 年度大山町一般会計予算のこれに対して賛成の立場で討論をいたします。

選挙前ということで、骨格予算でございますが、総額 110 億 8,000 万円。前年度比 3 億 8,000 万円減の大型予算になっております。

先ほど同和対策の予算、反対討論ありました差別部落地域の現場をインターネットで生中継したり別部落地区と、特集したサイトをネット上に開設し、部落、地名総監などの資料掲載などの差別事象が後を絶ちません。また、結婚相手の身元調査や、土地や家屋が同和地区のものかどうかの質問や調査も、現在も一定量あるようでございます。

差別事象が存在する現実になれば、人権意識、啓発などの予算は必要と考えます。大山町は人権推進室ですが、お隣の琴浦町なんかは人権推進課と、もっと力を入れている状況でございます。今後とも、部落差別が存在する限り同和対策の予算で人権啓発意識、啓発などの予算は必要と考えます。

先ほどから、財政調整基金の 4 億 4,500 万円の繰入れが非常に問題意識を持たれて語られております。私はこれに対して、総務経済常任委員会では、その事実を、委員会の意見としては挙げられましたが、同じような人口規模の県内の近隣の町の 7 年度一般会

計予算が出そろいました。これへの中身を比べてみますと、大山町だけが突出した財政調整基金の取崩しではないと、これを確認しております。

財政についてのちほどまた述べますが、今回の110億8,000万円の主な事業として、ふるさと応援基金事業は3か月分4.5億円減の1億5,000万円。標準準拠システム導入委託料8,900万円。ガバメントクラウド利用料4,700万円。住宅などの耐震診断、耐震設計、耐震改修270万円。感震ブレイカー設置事業補助金27万円、自主防災組織育成事業339万円。防犯カメラセンサーライト等150万円など、補助金150万円など、防災防犯、対策予算、それから移住定住助成金2,300万円。DMO事業負担金、それから史跡大山寺境内金剛院修理工事4,880万円や、境内の石垣修理工事1,425万などの移住施策や、観光文化財保護などの予算が計上されております。農業の関係では、中山間地域等直接支払推進事業1億7,010万円。担い手強化支援事業費補助金3,913万円。多面的機能支払交付金事業1億2,837万円。ブロッコリー産地の広域化、生産強化総合対策事業補助金を2,532万円。農業水路等長寿命化防災減災事業に3,050万円。漁業経営開始円滑化補助金2,500万円などの農業、水産業の振興予算。それから農業集落排水事業繰出金や公共下水道事業繰出金がそれぞれ2億8,436万円と2億3,074万円。物価高騰対策低所得世帯支援事業8,344万円。児童手当2億6,720万円。子育て支援事業、高校生通学定期補助金、修学旅行費助成金、教材等購入費助成金に3,916万円。同じく、学校給食費全額補助半期分3,560万円。子供の予防接種事業3,490万円。GIGAスクール端末更新事業2,442万円など、骨格予算と言いながらではあるけれども、国や県の補助金に関わる事業や、町民生活に直結する施策予算などは、計上されております。

財政について述べたいと思います。

町長選挙前にいたずらに、財政危機をあおっている行為はいかかなものかと考えます。財政調整基金4億4,500万円取崩し、繰入れているのは事実でございますが、大山町だけが特別多額というわけではございません。

県内の人口1万から1万5,000人の大山町と同規模、近い予算の内容を比較してみたいと思います。人口1万5,000の近隣の町、一般会計予算が131億6,400万円。それからもう1つの町は113億6,500万円。大体似たような大山町と財政規模でございます。

ある町では、財政基金、繰入合計、財政基金繰入れが4億7,700万円。基金合計では10億1,400万円。それから、町債が非常に多く、14億6,500万円となっております。もう一つの町は、財政基金繰入れが3億8,000万円。合計で基金繰入れ5億7,400万円、7年度末の残額見込み、財政です、調整金ですが、一つの町は9億7,900万円。もう一つの町は19億5,100万。町債の繰入れが一つの町では非常に多ございます。

大山町では4億4,500万円、財政調整調整基金を繰入れておりますが、町債は、4億5,100万円と借金を抑えた財政運営をやっております。特に近隣の町で、ホームページの財政状況の中で、基金は近隣の町より少ない。基金は近隣の町に比べて少なく、借金

は、湯梨浜町や大山町より多いと町民に知らせております。

これに対して、大山町、これらを勘案しますと、大山町は、町民をあおるような財政危機ではないと考えております。さらに昨年の 2 月に出された財政推計では、7 年度に基金の活用 5 億 8,000 万円、基金残高 47 億 7,000 万円。地方債残高は、73 億 1,100 万円と出ておりますが、いずれも 7 年度予算では、これより下回っております。

基金の活用に対しては、5 億 8,000 万円に対しては 4 億 4,500 万円。基金残高 47 億 7,000 万円に対しては 49 億、これは残高は上回っております。地方債残高は、73 億に対して 72 億と下回っております。少なくとも令和 6 年 2 月に出された財政推計よりは、下回っているのではなかろうかと思えます。

人件費の高騰も、話題に上ってございましたが、確かに大山町は、26 億と少し高めですが、お隣の町、二つの町は 23 億幾ら、まあ 3 億ほど大山町が人件費が高い。この原因は多分、大山町は非常に面積や行政面積が広いというようなことが、原因ではなかろうかと思えます。

以上、るる述べましたが、今後の財政運営においては、歳入の最大限の確保に努力することと、事業の見直しなどによる効率化や歳出削減に取り組まれ、行政経常収支の一層の改善を図り、持続可能な財政運営に努められるようお願いまして、少子化対策や町民福祉の充実向上、そして町の基幹産業である農林水産業の維持発展の予算となっていると認め、賛成討論といたします。

○議長（米本 隆記君） 次に、原案に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 賛成者の発言もありませんか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案 第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

ここで休憩といたします。

再開は 11 時 15 分とします

午前 11 時 04 分休憩

午前 11 時 15 分再開

日程第 17 議案第 20 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 17、議案第 20 号 令和 7 年度大山町土地取得特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 21 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 18、議案第 21 号 令和 7 年度大山町開拓専用水道特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 21 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 19 議案第 22 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 19、議案第 22 号 令和 7 年度大山町国民健康保険特別予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 20 議案第 23 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 20、議案第 23 号 令和 7 年度大山町国民健康保険診療所特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 21 議案第 24 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 21、議案第 24 号 令和 7 年度大山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 22 議案第 25 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 22、議案第 25 号 令和 7 年度大山町介護保険特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 23 議案第 26 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 23、議案第 26 号 令和 7 年度大山町風力発電事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 24 議案第 27 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 24、議案第 27 号 令和 7 年度大山町温泉事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 25 議案第 28 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 25、議案第 28 号 令和 7 年度大山町宅地造成事業特別

会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 28 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 26 議案第 29 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 26、議案第 29 号 令和 7 年度大山町索道事業特別会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 27 議案第 30 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 27、議案第 30 号 令和 7 年度大山町下水道事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 28 議案第 31 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 28、議案第 31 号 令和 7 年度大山町水道事業会計予算を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。お諮りします。

本案に対する 委員長の報告は、可決です。

本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 29 議案第 42 号 ～ 日程第 35 諮問第 2 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 29、議案第 42 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例についてから日程第 35、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、計 7 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。竹口大紀町長。

○町長（竹口 大紀君） それでは提案理由の説明をさせていただきます。

議案第 42 号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例については、鳥取県福祉事務所設置条例の廃止及び鳥取県総合事務所等設置条例の一部が改正されることに伴い、大山町特別医療費助成条例について所要の改正を行うものです。

改正内容としましては、社会福祉法第 14 条第 5 項に定める事務が、中部総合事務所の所掌事務となるため大山町特別医療費助成条例に記載の名称を改めるもので、地方自治法第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、本条例の施行は、令和 7 年 4 月 1 日としております。

つづきまして議案第 43 号 工事請負変更契約の締結については、令和 6 年 10 月 28 日付で締結した御来屋漁港海岸護岸改修工事（2 工区）について、令和 7 年 3 月 3 日付で工事請負変更仮契約を締結いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び大山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものです。

変更の主な内容は、消波ブロック製作に必要な型枠の調達に時間を要したため、完成期日を当初工事請負契約の令和 7 年 3 月 21 日から 101 日間延長し、令和 7 年 6 月 30 日

までとするものです。

つづきまして議案第 44 号 公の施設の指定管理者の指定については、大山中の原スキー場の管理について、指定管理者の指定を行うため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本施設は、令和 2 年 4 月 1 日から、株式会社だいせんリゾートを指定管理者として、管理を委託してまいりましたが、令和 7 年 4 月 1 日から、引き続き同社に対し、指定管理者の指定を行うものであります。

なお、指定管理の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 1 年間としております。

つづきまして議案第 45 号 教育委員会委員の任命については、引き続き大山町教育委員会委員に山本健一さんを任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

山本さんは、人格・見識とも適任と考えますので、引き続きの任命にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 7 年 5 月 12 日から令和 11 年 5 月 11 日までです。

つづきまして議案第 46 号 監査委員の選任については、大山町監査委員として、戸野克則さんを選任いたしたく、地方自治法第 196 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものです。

戸野さんは、昭和 56 年から平成 29 年まで広島国税局職員として米子税務署等に勤務された後、平成 29 年から平成 31 年まで北野税理士事務所に勤務され、平成 31 年からは税理士法人ペンタスの代表社員として米子事務所に常駐され、税理士としてご活躍されています。

人格・見識とも適任と考えますので、選任にご同意を賜りますようお願い申し上げます。

なお、任期は令和 7 年 5 月 12 日から令和 11 年 5 月 11 日までです。

つづきまして諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、ふたたび押村克彦さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

押村さんは、人権擁護委員として 2 期 6 年間の実績と経験があり、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日までの任期 3 年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

つづきまして諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、任期満了となります人権擁護委員について検討の結果、新たに戸野康恵さんを推薦したく、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

戸野さんは、長年にわたり英語教員を務められ、また、大山町青少年育成指導委員をされるなど、人格・見識ともに高く、社会の実情にも通じており、適任と考え推薦するものであります。

なお、発令期間は、令和7年7月1日から令和10年6月30日までの任期3年の予定であります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

(日程第29) 議案第42号

○議長(米本 隆記君) ただいま7件の提案理由の説明がおわりましたので、このあと質疑、討論、採決を1件ずつ行います

これから議案第42号 大山町特別医療費助成条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

(日程第30) 議案第43号

○議長(米本 隆記君) これから議案第43号 工事請負変更契約の締結について(御来屋漁港海岸護岸改修工事(2工区))の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米本 隆記君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(米本 隆記君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(米本 隆記君) 起立多数です。

したがって、議案第 43 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 31）議案第 44 号

○議長（米本 隆記君） これから議案第 44 号 公の施設の指定管理者の指定について（大山中の原スキー場）の質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） お伺いします。

まずこの事業ですけれども、指定管理が 5 年で行われていました。2 年とか 3 年とかではなく、今回 1 年になった理由をお聞かせください。

また、その後はどうするようになっていく計画なのか。またですね、今回、中の原の指定管理になります。中の原以外のスキー場はどうなっていくのか、その計画を教えてください。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） はい。詳細は担当課長からお答えをさせていただきます。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） まず、指定管理の期間について御質問いただきました。

こちら 1 年というところにつきましては、まずその前に公募として向かったところでございますが、公募の応募がなかったということで、現指定管理者と協議を行った上、1 年間というようところで協議を行った結果として、期間を設定したものでございます。

それからその後どうなるかについての御質問いただきました。こちらにつきましては来年度、改めてその後の指定管理者の公募を行う考えでございますが、そのときに期間的にどういった設定をするかというのは、今後、議論を重ねたいと考えております。

それから、いわゆる町有のスキー場である中の原以外の部分のスキー場含めての御質問をいただきました。こちらにつきましては、現在、所有者が町ではない別の所有者が持っておられるスキー場ということになっております。

そちらのほうを今の所有者がどうしていかれるかというようなところは、町のほうとしても、関心を持っているところでございますので、しっかりと今後、そういったところの意向も確認しながら、どういうふうに進めるかというところは、町のほうも態度をはっきりさせてまいりたいと考えています。以上です。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 答弁漏れに当たると思います。指定管理の理由はとお聞きしています、1 年間しか行わない理由はとお聞きしています。協議して決めましたではなくて、どういう協議が行われてどうした理由で 1 年間になったのか、お聞かせください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。現指定管理者と協議を行いました結果、現指定管理者のほうで、あと 1 年については管理ができるというような意向を確認したところでございます。

町のほうといたしましても、その意向を尊重しまして、1 年という期間を設定して、このたび議案提案したものでございます。以上です。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） はい。でしたら 1 年間、向こうの事業者さんはしていただけと、その後の計画等を全く白紙だというようなお話だったと思います。

これが協議して決めるということだったんですけれども、1 年間決める上で、ある程度その後を決めなければ、1 年間ってのは決まらないんじゃないかと思うんですけれども、その辺りお聞かせいただけますでしょうか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。今後どうされるかというところは、議論を重ねているところではございますが、先方のほうも、今後どうするかというところはまだはっきりと決まっていない状況ということを確認しております。

そちらにつきましては今後、来年度の公募をするに当たりまして、どういう考えで今後進められるかということをしつかり確認して、町としても対応を図りたいと思います。

○議長（米本 隆記君） そのほか、ありますか。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） 中の原を含め、大山のスキー場が今後どうなるのかというのは、本町の経済のみならず鳥取県西部の経済に非常に大きく影響する問題だと思っているんですが、その上で令和 7 年度は、延長で指定管理受けていただけるということですが今の豊議員のやりとりを聞いていると、令和 8 年度以降が見通しが立っていないというふうに受け止めたんですけれども、新聞報道などを見ますと令和 8 年度以降、指定管理業者が決まらない場合は、直営でするようなことも検討されていると聞いてますがその辺りの検討状況、それから令和 8 年度以降そういったことも含めて、いつ頃どの

ような形で令和８年度以降の見通しを立てていかれる御予定か説明をお願いします。

○議長（米本 隆記君） 答えますか、答えますか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 御質問のところで見通しが立っていないということではないかということでございましたが、御指摘のとおりでございます。

そこにつきましては先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、今後どういうふうに進めていくのがよいかというところの観点も町のほうとして持ちまして、現在の所有者のほうと議論を進めてまいりたいということを考えているところでございます。

それから、直営の可能性について御質問いただきました。これは最終的に町としては、今のところスキー場全体の継続というところを、できればと考えております。これは議員のほうでおっしゃっておられるとおり、町内、それから鳥取県西部というような広い範囲で、いろいろな経済状況の影響が出る事象だと考えております。そういったところも含めて、直営というところも、これは今のところ可能性を排除せずに向かうべきことだと考えておりますが、具体的にどういった条件、どういったハードルをクリアしながら、例えば直営とか、それ以外のことができるかというところは整理はこれから行うところでございます。以上です。

○議員（12 番 近藤 大介君） 答弁、漏れすいません。

○議長（米本 隆記君） はい。そういった四つのスキー場全体の令和８年度以降の見通しをいつ頃までにどういった形で立てられるのかというところの答弁をお願いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課。

○議長（米本 隆記君） 商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 来年度、指定管理者の公募を再度行う必要があると考えておりまして、その時期をいつかというところともリンクしてまいります。いつ頃までにどのような形でというところを、今現在、時期的なところはちょっとまだ申し上げる段階でない状況でございます。以上です。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長、12 番。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい。今回、令和７年度の指定管理事業者は、昨年 12 月に募集をかけて応募の期間も非常に短くて、手上げがなかった一因にもなっていたんじゃないかと思います。

令和８年度以降の見通しが立ってないのであれば、なるべく早い段階で、公募なり何なりかける必要があろうかと思うんですが、その辺りのスケジュール感、仮に秋頃をかけると思う。

するともう数か月しか時間がない中で、場合によっては、直営の検討もあるんだと。

そうすると中の原だけでなく、四つのスキー場を町が直営した場合に一体どれぐらいの費用がかかるのか、人的な手当てはどのぐらい必要なのか、そういったことまで検討される必要があるんじゃないかと思うんですけどもその辺りのスケジュール感も改めて御説明をお願いいたします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず早い段階で公募をかける必要があるのではないかと御指摘がございましたが、これについてはそのとおりだと考えております。できるだけ早い時期にと思いますが、あと直営についてもしやるというような方向であれば、そこについての例えば経費とかいろいろな条件を洗い出す必要があるという御指摘でございますが、こちらこれもそのとおりだと考えております。

ただいろいろ資料を集めているところではございますけれども、今の時点でどれぐらいの条件とか、ことが必要かというようなことがまだお示しできる段階にない状況でございますので、御勘弁をいただきたいと思います。

○議員（12 番 近藤 大介君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 12 番 近藤議員。

○議員（12 番 近藤 大介君） はい。中の原以外のスキー場を所有しておられる、運営しておられる、事業者への配慮もあってですね、議会への説明は遅れ遅れになっていと思いますが、令和 8 年度以降が白紙という状況の中で、非常に大きな課題だと思っていますから、今後の町の方針などにつきましては、早め早めに議会への説明が必要なのではないかと思っておりますけれども、そういったことについての考えはどうでしょうか。

○議長（米本 隆記君） これは町長か・・・

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 御指摘のとおりと考えております。

ただ、今までにつきましても、状況を随時随時、議会の皆様のほうには御説明差し上げている状況だと認識しております。

ただ不確定な状況等につきましては、やはり申し上げることできないということで、その時点で御説明できることについて、絞って詳細を御説明差し上げてきたところがございます。ただ今後も、なるべく早い情報提供、なるべく早い御議論というようなところは心がけてまいりたいと思います。

○議長（米本 隆記君） そのほかありますか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） 今回指定管理が、4 月からの指定管理が出てきたという

ことで、源光課長言われましたけど、大山リゾートさんがもう1年できるよってということで意向を示されているってとこですけど、これは、今回分かったことじゃなくて、もう昨年からそういうふうな意向はあったと思っていますけど、たしかそうですね。

これが1個目の確認です。

で、2個目は、公募されたと思いますけど、公募で手挙げがいなかったっていう、これは公募するというふうに説明いただいた時にも2か月しかないからちょっと無理な公募じゃないですかっていう指摘が議会からもかなりあったと思います。

事前に業者決定してるっていうのは駄目ですけど、そういう見立てがあって、下話してるようなところでもあったのかなと思ったら、無理やり踏み切った割には手挙げもなかったという結局何がしたかったのかなということで、結局、じゃあ何のための公募だったんでしょうというのが二つ目、聞きたいです。

で、三つ目は、今回の議会広報でも指摘しているんですけど、今、近藤議員も言われたように、中長期の計画っていうのはない状態でやっぱり公募に踏み切ったのかなと。この中長期の計画はないんですよっていう確認です。

ちょっと今の話を全部まとめて、1年意向を延ばしてもいいですよっていう意向があったんだったら、最初からそれにしとけばよかったのかなと思ったんですけど。いたずらに公募をしてちょっと混乱させたようにも見えています。

三つの返答とあわせてその辺が違うなら教えてください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） まず、大山リゾートさん、以前から1年というような期間については承知をいただいていたのではないかとというようなところの御質問だったかと思います。これにつきましては、昨年12月の定例会の中で、公募に向かうという御説明を差し上げたときにも、少し御説明差し上げておりましたが、今の指定管理者、いわゆる大山リゾートさんのほうには、もし公募を行った結果、手挙げがなかった場合について、協議ができるということについて、確認をしてから公募に向かったというような状況でございます。

その状況に従いまして、今回提案しておりますように、1年間の指定管理を改めて現指定管理者にお願いしたいということの提案を差し上げているところでございます。

なお、ちょっと2問目の質問にも関係いたしますが、中の原の指定管理者をどこにするかということについては、いわゆる大山リゾートさんのほうではなく、町のほうで探していただきたいということの指定管理者のほうからの考えを伺っております。当然のことではございますけれども、それについて12月に御説明を差し上げた上で、公募に向かったというようなところでございまして、結果的に期間的に短い期間であるということ承知もしておいた上で向かった部分も確かにあるところでございます。

ただその結果で、説明会、現地説明会等にも御参加いただいた事業者もございますし、それから興味を持ってお問合せをいただいた事業者も複数ある状況でございます。

そういったところでスキー場の経営等状況等に関して興味を持っていただいた事業者が複数あるということが分かりましたので、今後の進め方につきまして、そういった情報も参考にしながら進める条件が少し広がったのかなということで考えているところでございます。

それから議会広報でもありましたということで、中長期の計画がないのではないかとこの御指摘ございました。こちらにつきましては、御指摘のとおりでございます。全体の在り方というか、について今定めたものが実はない状況でございます。こちらにつきましては、今後、今、組織立てを行っております大山観光局のDMO等とも連携しながら、大山のスキー場、どうあるべきかというところは、しっかりと町のほうでも、定める必要があるのかなと考えております。以上です。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、答弁漏れです。

○議長（米本 隆記君） 2 番。なんですか。

○議員（2 番 西本 憲人君） すいません。公募 2 か月をすることに至ったのは、今指定管理受けてる業者さんの意向じゃないですよね。するなら、行政で探してくださいというふうに言われただけで、公募しようというふうに決めたのは行政側ですよ。

だから、なぜそう公募の必要があったのかなっていう話を聞いたんですけど、ここに関しては答弁いただいてないみたいなので。あと 1 番最初に聞いた 1 年のいわゆる期間延長というか、1 年間の意向はもともとあったんですよって確認は、はっきりそうかそうじゃないかっていうことは聞いてないので、二つ答弁漏れです。お願いします。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。まず 2 か月の期間での公募についての御質問でございますけれども、こちらにつきまして先ほど少し触れましたが、事業者、指定管理事業者、次の事業者を探すというのはあくまで町の責務で行う部分でございます。こちらにつきまして募集開始をもっと早くするというのも可能ではございましたけれども、結果的に遅い時期になりましたのは、事務を進める上で、もうちょっとほかにやり方もあったのかもしれませんが、12 月というところで議会のほうに御説明差し上げながら向かったというところでございます。

〔「町の意向ですか」と発言するものあり〕

○商工観光課長（源光 靖君） 町の意向です。それから 1 年間っていうところが決まっていたのではというところの御質問いただきましたが、こちらはこれも先ほど御説明差し上げましたけれども、事業者と協議をして 1 年間ということを決めたものでございまして、何というか町側のほうから、1 年間というところを具体的に定めてお話を差し上

げたというよりは、協議の結果、1年間という期間を定めたというところでございます。
以上です。

○議員（2番 西本 憲人君） 事前に分かってたんですかって話しです。

○町長（竹口 大紀君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 竹口町長。

○町長（竹口 大紀君） すいません。担当課長の発言ちょっと訂正しますが、町の意向で公募したのではなくて、指定管理事業者を決定するのは、基本的にはもう法律の定めで公募しなければいけないということになっておりますので、公募をしたというところでございます。

○議員（2番 西本 憲人君） ちょっとすいません、議長。

○議長（米本 隆記君） 2番 西本議員。

○議員（2番 西本 憲人君） 何だかはっきり言えない理由があるのかよくわかんないんですけど、指定管理者を公募するやり方の話をしてるんじゃなくて、指定管理者をもともと1年延ばしてもいいですよと話をしてたんだったら何でそこに頼らずに、計画性もないのに、わざわざ公募っていう期間がない中踏み切ったのかなっていうところが気になってるところです。

例えば向こうの今の業者さんが無理ですって言ったり、もしくは今の業者さんに不備があったりとかして、やむを得ずほかの業者さんを選定するっていうんだったらいいんですけど、今までずっと続いてきた流れを計画性なくて期間がない中、パツッと切った理由がよく分からないなと思っています。

どういうふうに見えてるかっていうと、議会広報にも書いてあるように計画性がないなあというふうに思いました。何のためにそれをしたのかがちょっとよく分からないので、今回指定管理のこの議案が上がってきたことに関しては、もう、目の前のことなんで賛成するしかないんですけど、いや結局、何のためにこの一連のやりとりがあったのか全然よく分からないので、この辺ちょっと分かるように教えてもらえませんか。本当はこういうふうにしたかったんだっていうのがあったのかないのか、全然わかんないんですよね。とても場当たりの見えています。教えてください。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。御指摘のとおり、期間が短かったというところはそのとおりかと思います。あともっと早い段階で公募に向かうということもできていたような状況も考えられることだと思います。

そちらにつきましては、事務の進め方の部分もあるかと思いますが、そちらはおわび申し上げたいところでございますが、先ほど町長のほうからもございましたが、指定管理者の選定というのは、本来公募によって定めるべきもので、公募によらない選定

というのは状況等によってはあり得ることでございますけれども、本来公募で向かうべきものというところでございますので、今回、ちょっとかかり出しは遅い状況でございましたけれども、12月からの公募に向かったということで、最終的にそれで手上げがあればそれで審査をして、その事業者に決まっていたということも考えられる状況でございますが、結果的には手上げがなかったということで、今回の御提案を差し上げているというところでございます。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長、7 番。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 何点か質問させていただきます。

一つは、圧雪車の購入に当たってその質疑の中で、中の原含めて、大山のスキー場は、どんな形になろうとも長期間にわたって維持していくんだということで圧雪車の購入は賛成にされたというふうに理解しておりますけれども、今後、令和7年度1年かけて長期計画をそういったことに従って作っていかれるんでしょうけれども、そのことは間違いないのか伺いたいと思います。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） はい。大山スキー場は長期間にわたって維持していくというような圧雪車の購入の際の議論になったときに御説明差し上げたとおりでございますが、大山町といたしましては、大山のスキー場全体を続けていきたいという考えでいるところでございます。

それに対して、圧雪車については、今現在もう既に必要な状況でございましたので、御提案を差し上げて御議決をいただいたというところでございます。

それから、中長期計画でございますが、これは令和7年度以降に作成をしていくように、町としてはかかりたいと考えているところでございます。

○議員（7 番 門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇議員。

○議員（7 番 門脇 輝明君） はい。長期にわたって維持していくんだということを確認したと思います。その中長期計画ですけれども、これはどこが主体となって作っていかれるのかな、私は町が主体となって、いろんなところを巻き込んで作っていくべき案件だと思いますけれども、その辺はいかがですか。

○商工観光課長（源光 靖君） 議長、商工観光課長。

○議長（米本 隆記君） 源光商工観光課長。

○商工観光課長（源光 靖君） 御指摘のとおり、町が主体となるべきと思います。

今、組織立て行っております大山観光局のDMO等について、特に連携をしながら、

こういったところを巻き込むのかというところも整理しながら迎えればと考えております。

○議長（米本 隆記君） そのほかありますか。よろしいですか。

そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認めこれで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。ちょっと待ってくださいね。

まずは議案に対して反対者の発言を許しますけど、反対ですか。

〔「賛成です」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 賛成討論ですか。反対者の討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） じゃあ、賛成者の討論。はい、豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 3 番 豊哲也です。

原案に対して賛成の立場で討論させていただきます。賛成ですが、非常に消極的な賛成です。もうこれ賛成せざるを得ない内容となっておりますので、賛成させていただきますが、今回公募を行われました。で、公募が行われていて、それが事業者が決まっていたらですね、今回議案に上がっていたのは、別の事業者さんが上がっていたかと思います。

今回の議案、今日の朝、執行部から説明がありました。今日、議案化されております。もし、この公募が行われて事業者さんが、ある事業者さんだとします。

その後ですね、その事業者さんがどんな振る舞いをするのか、もう全く分からない状況であります。先ほどからもありましたが、このスキー場の件、非常に今までも、県や国が携わってもいただいて、大山町だけではない、非常に大きな事業です。その中で、先ほど公募の理由も伺いましたが、それでもよく分からない状況で一度公募を行われて、で、私もこの状況で公募を行っても手挙げもないですよと。

で、また、しっかりと計画性を練って公募しないと、そうしたしっかりとした事業者さんがあらわれてくれないんじゃないか、という提言もさせていただきました。ですが、実質的に説明会にも1社も来られず、公募の手挙げもないという状況があった後で、本来1年間、指定管理という形になっています。

もっとですね、計画性を持ってやっていただかないと、このスキー場の運営、もう本当に難しい内容だと思っています。いろんな方が絡んでやっていかなければならない内容です。ほかの事業とはもう全く桁違いに難易度が高いものだと思います。

今後、しっかりと計画を練って、無計画な事業にならないようお願いしたいと思っています。気持ちは本当に反対の立場ですけども、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

賛成者の発言ありませんか。

○議員（9 番 大杖 正彦君） はい。9 番。

○議長（米本 隆記君） 9 番 大杖議員。

○議員（9 番 大杖 正彦君） はい、私は賛成の立場で討論いたします。

この大切な大山町の資産であるスキー場運営について、その一つの方法をこれから今提案されたわけですが、反対する理由はないと思いますが、あえてこういった背景があるということをお話しさせていただきたいと思います。

指定管理はもとよりですね、大山町において、スキー場が果たす役割は単なる観光施設の一つではないというふうに私は思ってます。それは地域経済の活性化の原動力でもあり、冬季の雇用を生み出し、大山町のブランド力を向上させる重要な資産でもあります。県、とりわけ西部地区にとっても関連性が大きく、移動する人たちは米子近辺の自治体を通してまいります。そういった波及が非常に大きい存在であります。

これまでも長い歴史の中で、大山スキー場は、多くの利用者に愛され、町の風物詩と言える存在であることは皆さん異論はないはずです。

そうした中、町長は一貫して、大山町にとって波及効果の大きいスキー場を辞める選択肢はないと明言し、強いリーダーシップを発揮しております。この今回のスキー場開きに初めて平井知事が出席され、こうコメントをいただきました。新聞記事などで、スキー場の運営について出たことを御存じだったのか、どういう運営状態になっても、県として、全面的に支援するというコメントをしておられます。経営環境が厳しさを増す中で、いかにして町の資産を守り、持続可能な運営をしていくか、その答えを示し、責任を持って取り組んでいるのが、現町長の姿勢と見ております。

今回の指定管理者の決定に当たっても、公募というプロセスを経て、町が慎重に検討を重ねたことは明らかであり、応募がなかったことは、現時点において新たな事業者が経営を引き得ることの難しさを示した結果だと思います。

幸い、現事業者の温かい思いやりの判断に感謝しつつ、町は迅速かつ適切な判断を行い、現在の事業者と、管理を継続する道を選択したと受け取っております。町民の皆様にとって、スキー場は大切な財産です。

今回の提案は、大山スキー場存続に向けた現実かつ合理的な決定であったと評価しており、大山町の観光振興に貢献し未来を守ることにつながると期待ができます。以上のことから、私は本議案に賛成いたします。

○議長（米本 隆記君） 討論の途中ですが、議員の皆さん、執行部の皆さんにお伝えします。このまま本会議を続けて、本会議終了まで延長したいと思います。よろしいですか。

それでは、次、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 賛成者もありますか。そのほか討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 44 号は、原案のとおり可決されました。

（日程第 32）議案第 45 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 45 号 教育委員会委員の任命についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに 賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 45 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（日程第 33）議案第 46 号

○議長（米本 隆記君） 議案第 46 号 監査委員の選任についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、議案第 46 号は、原案のとおり同意することに決定しました。

（日程第 34）諮問第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 34、諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 1 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、諮問第 1 号は、同意することに決定しました。

（日程第 35）諮問第 2 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 35、諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を行います。質疑はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから諮問第 2 号を採決します。お諮りします。

本諮問は、同意することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、諮問第 2 号は、同意することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 12 時 6 分休憩

午後 12 時 7 分再開

日程第 36 請願第 1 号

○議長（米本 隆記君） 再開します。

日程第 36、請願第 1 号 旧姓の通称使用の法制化を求める請願書を議題とします。
審査結果の報告を求めます。教育民生常任委員長、門脇輝明議員。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） そうしましたら請願審査報告書を読み上げ、報告とさせていただきます。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

受理番号 1 番、付託年月日、令和 7 年 2 月 26 日、旧姓の通称使用の法制化を求める請願書、審査結果は不採択でございます。

委員会の意見として、選択肢が増えるのはいいが、請願の内容の夫婦同姓制度の維持と旧姓の通称使用の法制化は矛盾する可能性がある。法制化しなくても、期待する効果は出ている。法制化するとシステム改修等にかなり費用が必要となる。

こういった意見が出た上で、採決の結果、全会一致で不採択と決しました。

備考として本町議会は、令和 5 年 6 月定例会において、1 日も早く、選択的夫婦別姓の導入をするよう政府に求める請願を採択し政府に意見書を提出しております。

以上です。

○議長（米本 隆記君） これから、請願第 1 号 旧姓の通称使用の法制化を求める請願書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） 議長、13 番。

○議長（米本 隆記君） 13 番 吉原議員。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） お伺いします。

まず、この請願というのはなかなか選択的夫婦別姓の導入とか難しい問題をはらんでおりまして、請願者について聞き取りを行ったかどうか、それをお伺いしたいんです。

それから、今の委員会の意見ですけれども、夫婦同姓制度の維持と旧姓の通称使用の法則は矛盾する可能性と言われてはいますが、そのことについてもお尋ねいたします。矛盾するのでしょうか。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番、門脇委員長。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） はい。まず 1 点目、請願者に対する聞き取りは行っておりません。

2 点目、この委員会の意見は委員会としてまとめて全体の意見として記述したものではありません。各委員さんの意見をそのまま上げております。委員さんの中には矛盾するという可能性があるという考え方の方もいらっしゃるという意味でございます。

以上です。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 13 番 吉原議員。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） はい、そもそも本町議会が令和 5 年の 6 月定例会で、選択的夫婦別姓の導入をするよう求めたということは、私もそれに沿って意見というものが出てくるんだろうと思っています。採択もそれについて、判断するところは私も理解いたしますが、ただ、今の日本の現状として、旧姓の通称使用ができてない。それについて、今女性活躍といろいろな社会進出をしております女性が。で、実際に簡単なことではなくて・・・

○議長（米本 隆記君） 質疑ですので端的にお願いします。

○議員（13 番 吉原 美智恵君） 結局、今の女性の学識論文とかそういうときも旧姓が使用できないまま、実績がねなくなったり、そういう深刻な問題をはらんでいますので、そういうことで全会一致ですけれども、そういう女性の今現状の不利益についての意見というのはありませんでしたか。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇委員長。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 御質問ですけれども、特にそういった意見は、大きくは出ていないというふうに理解しております。何か補足ある？

〔「補足なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほか、質疑ありませんか。

○3 番（豊 哲也君） 議長、3 番。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○3 番（豊 哲也君） はい。先ほどと重複するんですが、委員会の報告の中のものを委員の意見だからということで、委員長が説明できないっていうのはどういうことなのか。その矛盾点があるということは、委員長として説明できなければいけないんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇委員長。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） はい。従来この委員会の意見の中には、意見と反対意見等を掲げて報告をしております。そういった意味で個人の意見も大切にすることで、委員長の考えと違ってても挙げております。以上です。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 答弁漏れだと思うんですけども、私が言ったのは、その意見のことを説明できなければいけないんじゃないかというお話をしたんですけどもいかがでしょうか。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇委員長。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） はい。なぜ矛盾するのかということはですね、特にきちんと最後まで議論したわけではありません。本人の言われた方が、矛盾する可能性があるんじゃないかというふうに言われたのでそのまま挙げております。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。

○議員（3 番 豊 哲也君） 今回の論点としては大きく二つあるのかなと思っています。

一つが、7 割の方が子供への悪影響を心配しているっていう点と、あとこの請願の裏にあるものですけども、選択的夫婦別姓自体が戸籍の日本が従来も持って、戸籍制度の破壊につながるんじゃないかという、この 2 点においてというのが非常に大きな論点ではないかと思うんですけども、その部分に関しては委員会では話し合われたんでしょうか。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 7 番 門脇委員長。

○教育民生常任委員長（門脇 輝明君） 特に大きな議論にはならなかったと思いますが副委員長のほうから補足させます。

○教育民生常任副委員長（西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○教育民生常任副委員長（西本 憲人君） 先ほど一つ前のやつで、なぜ矛盾があったのかというところ、1 回答えておきますけど。請願者の主旨としては、夫婦同姓制度を堅持してほしいというようなことが、意図として酌み取れるというような話が出ていました。で、これは様々なシステムの改修に困難だよっていうことと、ちょっと上手にしゃべれないんですけど、選択的夫婦別姓を進めるっていう議会の意向と選択的夫婦別姓を進めないっていう意図がこの中からちょっと酌み取れたというようなことがあって、反対の意見の方が出ていました、ごめんなさい。ちょっと手挙げたわりには上手に説明できなかったです。すいません。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。そのほかありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

○議員（3 番 豊 哲也君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 3 番 豊議員。原案に対して反対者の発言ですけど、反対ですか。賛成ですか。はい、では賛成者の発言を許します。どうぞ。

○議員（3 番 豊 哲也君） 3 番 豊哲也です。賛成の立場で討論させていただきます。

こちらの請願は、今、選択的夫婦別姓がちまたでも議論されております。

それを先ほど質疑でもお伝えしましたが、選択的夫婦別姓自体が戸籍制度の破壊につながるんじゃないかっていうところと、あと子供に悪影響を及ぼすんじゃないかというアンケートがありまして、7割ぐらいの方が、そうした考えをお持ちです。

そうした2点から、選択的夫婦別姓ではなく、それはですね、保持して今まで抱えているそうした問題点というのを法整備しないかという請願になっています。

ですので、今、そうした名前を、旧姓を使えない状況、あまりないかと思うんですけども、ただしっかり整えなければいけない。まだ、例えば銀行口座であったりとか、それも銀行によるんですけども、そうしたものが使えないということでお困りの方がいらっしゃる、そうした中で法整備を進めたらどうかという請願になっております。

私からすると、反対する理由が見つからないですけども、委員会の中でもそうしたことが把握されていないまま議論されておられるようなので、ぜひ考えていただいて賛成に回っていただけたら非常に助かるなと思っております。

実際にお子さんが生まれて、そんなときにどちらの姓になるかということを議論するそうです。そうしたときに割れますと、家庭裁判所で審議するという形になります。ただそのときに、もう子供が生まれて意見が食い違って、いきなり分断というか、そうした家庭内の紛争になるわけです。家庭裁判所に持ち込まれて、という形になるのは、あまりよろしくないかということです。

また、実際に子供が成長して、例えば結婚式であったりとか、そうしたものになったときに、親の名字が違うということもあります。そうしたことでお父さんとお母さんの名前が違う、で例えばですけども、お母さんの名前のほうに子供が2人ついたとなれば、お父さんは独りぼっちで、かわいそうかなとも思います。

それは大丈夫だということで、そうしたことをしていく家庭というのは出てくる、それこそ選択的なので、そういうことを選ばれる方もいらっしゃるんだと思いますが、のちのちその家庭が、こうしなければよかったかなと後悔をしてしまうような制度でもないかなと思っております。

また、選択的夫婦別姓というのはもう別姓になるわけです。ですから、女性の方が例えば旧姓を使いたいと。自分の家の名字を使いたいということでしたら、またそうしていくわけですけども、今は、通名も使用できるという形で両方の名前が使えるっていう制度を広めようとしています。

結局、選択的夫婦別姓にしたとしても、もう片方の名字を使ったほうが便利というようなこともあるかと思うので、結局、そうした法整備も必要になってくるかなと思っております。

こうした様々な面から、難しい問題ではありますけども、いま1度を御考慮いただいて、採決のほうに至っていただきますと幸いです。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対して反対者の発言を許します。ありませんか。

○議員（9 番 大森 正治君） 議長、9 番。

○議長（米本 隆記君） 9 番 大森議員。

○議員（9 番 大森 正治君） この旧姓の通称使用の法制化を求める請願書に反対の討論をしますけども、日本の民法は夫婦同姓を定めております現在。結婚の際、夫または妻の姓を名のらなきゃならないというふうになっております。

一見、これ平等のように見えますけども、実際には、約 95%の夫婦が夫の姓を名のっているという、これある弁護団の調査からも明らかになっておりますけども。しかもその 4 分の 3 の夫婦が姓をどちらにするか話し合っていないと。話し合っていなかったという調査結果もあります。

こうした日本の現状というのは、男尊女卑とまではいえないかもしれませんが、男女不平等の土壌を生み出していると言えなくもないと思います。世界の中で、ただ日本だけが、夫婦同姓制度を持つ国になっております。ほかのところはそうだったけどもだんだんやめて、今日本だけが夫婦同姓の国になったということですが、そのために、国連の人権機関からも繰り返し厳しく批判されて是正を迫られております。

また、法律によって、夫婦同姓を強制されることに、違和感や不都合を覚える人も、特に女性のほうでしょう、少なからず存在しております。

そこで、選択的夫婦別姓という制度が議論されるようになったというふうに私は認識しておりますが、そして今、国会でもこの民法改正をどうするのか論議されているところではあります。

旧姓の通称使用の法制化というのは、選択的夫婦別姓の議論への道を閉ざしてしまいかねません。女性の根強い差別の解消のためには、夫婦同姓の強制や、実際、今の同姓制度は強制ということになっちゃうわけですから、そういう強制や、旧姓の通称使用の法制化ではなくて、同姓も別姓もどちらでも選択できる選択的夫婦別姓制度を実現することが、最善の方法ではないかというふうに私は考えます。

よって、この請願に反対するものです。

○議長（米本 隆記君） 次に、この請願に対して賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、請願に対して反対者の発言を許します。ありませんか。そのほか、討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから請願第 1 号を採決します。お諮りします。

この請願に対する委員長報告は不採択ですので、原案に対して採決します。
この請願を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって請願第 1 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 37 陳情第 1 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 37、陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書を議題とします。

審査結果の報告を求めます。総務経済常任委員長、岡田 聡議員。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 陳情審査報告、審査結果を報告いたします。

総務経済常任委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

陳情第 1 号 最低賃金法の改正と、中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書。審査結果は不採択でございます。

不採択の意見として、賃金上昇を起こすことは望ましいが、願意にある 1,500 円まで直ちに上げることに关しては、都市部と地方の状況も違い、経済が成り立たなくなる事業者も出てくるのではとの意見がございました。

採決の結果、全会一致で不採択すべきと決しました。以上です。

○議長（米本 隆記君） これから陳情第 1 号 「最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求める陳情書について、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、2 番。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） すいません。質問させていただきます。

過去に同じような要望書が上がってきたことがあります。たしかそのときは 1,500 円じゃなかったと思うんですけど、そういったものが出てきたものの、判断したものとの整合性とかは委員会内で話し合われてましたでしょうか。話し合っていないでしょうか、教えてください。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田委員長。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） そういうところは話し合っておりません。この陳情に対しての、いろいろ執行部からの意見も参考意見として聞いたりして、委員が判断いたしました。以上です。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） すいません、ちょっと意地悪な言い方してすいませんけど、1,500 円まで直ちについていうところが引っかかって今回、不採択ということだったんですけど、主旨としては、今賃金上昇があったほうがいいよねっていうことに関しては、恐らく皆さん賛成なのかなと思ってるんですけど。ちょっと調査っていう意味が少し甘いのかなっていうふうに感じたんですけど。

これは特別委員会でもこの過去のそういったものと整合させたほうがいいんじゃないですかという話をさせてもらって、そのときにもできてませんっていう話は聞いてるんですけど、どうですかね、本来そういう調査が必要だったというふうに感じませんか。いかがでしょうか。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14 番 岡田委員長。

○総務経済常任委員長（岡田 聰君） その点も必要かもしれませんが、現在の委員の総務経済常任を構成する委員の皆さんの判断に任せたということでございます。

また、たしかに 1,500 円に最低賃金が上がれば、働く人の賃金がそこまで上がれば、非常に経済としては、経済全体としては非常にいいことだと思いますが、なんせ日本の経済、失われた 30 年と言われて、世界でただ日本だけが、国民総生産も一つも伸びずに停滞したまま横ばいというような長きにわたって経済が停滞したままになっております。

そういう中で、これから賃金を上げていって、経済が活性化していけば、本当に望ましいところですけども、日本の現状として、中小企業や小さい業者が従業員の賃金を上げたばかりのコストを商品なんかに単価に上乗せできるかというとなかなか大企業や販売店から値下げを求められて、非常にコスト、利益を十分に確保できないというような現実が多くあります。そうしますと、1,500 円に従業員の賃金を上げたけれども、事業者の経営が成り立っていかないということになると、特に地方はそうだろうと思います。

鳥取県の現状は 951 円ですので、そこから 550 円も一気に上げるとなると非常に全体的に難しいのではなかろうかというような判断も働いたと思います。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） はい。1,500 円は突然そんなに上がるのは難しいという理解はできます。現実的ではないから通さなかったというように解釈しました。まあその判断の仕方も一つかなというふうに思いましたけれど、願意自体は皆さんくみ取ったということで理解しています。

なので、無責任かもしれませんが、できるかどうかっていうのは私たちがこの場で賃金を決めるわけじゃなくて、そういう願意を受け止めるっていうことで、これが例え

ば1,500円じゃなくて、できるだけ上げることとか、早期にできるだけ上げることとかっていう願意だったら通っていたのかどうか。それでも、上げること自体に反対だったのかどうか、その辺の確認を最後させてください。

願意を酌み取るということに対しての判断というのはされなかったのか、あわせて三つですね、お願いします。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田委員長。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 総意としては賃金上昇は望ましい状態だとは、皆さん、委員の中の認識は同じだろうと思いますけども。その1,500円という最低賃金、身近な鳥取県内の中小企業なんかはとてもじゃないが対応難しいだろうと。これが現在の鳥取県の最低賃金951円から、ある程度の可能性のある1,100円とか200円とか、そこらあたりはまた委員の考えも対応も違ってきたと思っております。以上です。

○議長（米本 隆記君） そのほか質疑ありますか。

○議員（7番 門脇 輝明君） 議長、7番。

○議長（米本 隆記君） 7番 門脇議員。

○議員（7番 門脇 輝明君） はい。この請願に対して、観光商工課のほうの意見を聞かれたと思いますけども、この不採択となった結論には観光商工課の意見が反映されて・・・あ、商工観光課です、言い間違えました。あるいは、総合戦略課の意見が反映されているのかどうか伺いたいと思います。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 14番 岡田委員長。

○総務経済常任委員長（岡田 聡君） 私らは、参考にした課がちょっと違っておりまして、大山町の職員の給与なんかも総務課が管理しております。そういうことで、総務課の参考意見を聞きました。以上です。

○議長（米本 隆記君） よろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） はい、そのほか質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員（10番 大森 正治君） 議長。

○議長（米本 隆記君） 10番 大森議員。これ、委員長報告は不採択ですので、陳情に対して・・・

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 陳情に対して賛成ですね。はい。

○議員（10 番 大森 正治君） この最低賃金法の改正等中小企業支援の拡充を求める意見書、これを採択してほしいという陳情です。私は賛成の討論しとるわけですが、陳情者は、今のそういう意見書を採択するよう求めています。

その意見書の内容というのがるる書いてありました。その理由とか背景について、私はそれを読んで全てうなずけるものだなというふうに思いました。皆さんどうだったでしょうかね。

全部それというのはちょっと時間も押してますので言いませんが、特に今、最低賃金に都市と地方の大きな差があります。それを何とかしようと。全国一律にしようとか、それから賃金が上がらない状況が続いている中で、これ何もしなかったら、いつまでもこれが行くんじゃないかと、賃金の上がない日本になってしまうんじゃないかというふうな気がします。

それで委員会の反対の理由として、直ちに 1,500 円を実現するよにというのが引っかかると、中小企業にそんなお金を出す余力はないじゃないかというのが分かりやすい理由だと思いますけども、だからこそ、そこを政府は大胆な財政出動を行ったり、組織、それから具体的な中小企業支援策を確実に実施して、最低賃金の引上げを支えることであるということを、この陳情者述べてるわけですよ。やろうと思えばできるんじゃないかなと思うんです。現に、大企業 10 億円以上の大企業ですか、それが積み上げた内部留保というのは、今や 500 兆円以上にもなっておるわけですよ。なぜこれを使わないのかっていう素朴な疑問が誰しもあります。

そこを僅かの 1、2%の内部留保を使うことによって、中小企業の支援をさせることが正常値からできると思います。そういうことをやっぱりする、そうすれば中小企業だけじゃなしに、広く国民も懐が温まる、そして景気もよくなっていく、消費がなされて、結局良くなっていくというプラスの循環が生まれるんじゃないかというふうに思うんですよ。

ですから、ここは政府に対して、迫っていくわけですので、しりをたたくことが必要じゃないでしょうか、我々としては。何も無責任なことを言うわけじゃないと思います。

世界にあるような全国一律制度とか、あるいは 1,500 円というのも先進国ではもう当たり前ですし、やっぱりそこに持つていくためには、賃金を上げていくことしかありませんので、最低賃金をやっぱり改正するということは必要だろうと思います。

この 3 項目、陳情 3 項目を求めていますけども、私は十分納得できる内容だろうと思いますので、この陳情は採択すべきだろうというふうに考えます。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 次に、賛成者発言を許します。

○議員（2 番 西本 憲人君） 議長、賛成。

○議長（米本 隆記君） 2 番 西本議員。

○議員（2 番 西本 憲人君） すいません。賛成討論です。

委員会ということでは不採択ということまで話が出てきてるんですけど私、賛成です。直ちにというところが引っかかって皆さんちょっと不採択という残念ながら全会一致という委員会からの報告を受けたんですが、先ほど質疑をさせていただいたとおり、以前にも同様の陳情が出てきています。

これとの整合性とかそのときに出了意見とかっていうのをちょっと協議されてないという、これはちょっと調査不足というふうに受け止めました。直ちにという言葉がもしなかったりとか、仮に 1,500 円じゃなくてこれがもう少し、実現可能な数値だったりとかすれば、それは賛成に回る方もいたんじゃないかなということであったり、今日本全体が抱えている賃金の問題というのはですね、先ほど大森議員が言われたように、国とか、そういったところの方向性をしっかり下から突き上げていって、たたいていくほうが私はいいと思います。

ちなみに、令和 4 年のその当時の総務常任委員会でも出了意見としては、世界の平均は 1,200 円程度であり、最低賃金ですね 1,500 円を目指して取り組むべきだ、ここでも全会一致ではなくて意見は確かに割れています。もちろん採択とする意見もあれば、不採択とする意見も出ているんですけど、当時の委員会でも、5 人体制でやってる委員会で真っ二つの 2 対 2 に分かれた案件です。なので、今回全会一致というのはどういう理由があったのかというのが説明できないぐらいの調査しかできてないというふうに私は思っています。

まあ、それは置いといて、私としてはそういう方向性で陳情を挙げていくべきだというふうに思っています。賛成です。以上です。

○議長（米本 隆記君） 次に、この陳情に対する反対者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 賛成者の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） そのほか、討論ありますか。討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は不採択です。

原案に対して採決します。この陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

〔 賛成者起立 〕

○議長（米本 隆記君） 起立少数です。

したがって、陳情第 1 号は、不採択とすることに決定しました。

日程第 38 発議案第 1 号 ～ 日程第 40 発議案第 3 号

○議長（米本 隆記君） 日程第 38、発議案第 1 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についてから、日程第 40、発議案第 3 号 大山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてまで、計 3 件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。提出者 議会運営委員会委員長 杉谷洋一議員。

○議会運営委員長（杉谷 洋一君） 発議案第 1 号 大山町議会会議規則一部を改正する規則について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、令和 5 年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし所要の整備等を行うため、標準町村議会会議規則の一部を改正されたことにより改正を行うものです。

以上で、発議案第 1 号の提案理由の説明を終わります。

次に、発議案第 2 号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、令和 5 年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会除情勢等に照らし所要の整備等を行うため、標準町村委員会条例一部が改正されたことにより、改正を行うものです。

以上、発議案第 2 号の提案理由の説明を終わります。

次に、発議案第 3 号 大山町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明をいたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に対応するとともに、所要の規定整備をする必要が生じたため、改正を行うものです。

以上で、発議案第 3 号の提案理由の説明を終わります。

（日程第 38）発議案第 1 号

○議長（米本 隆記君） ただいま 3 件の提案理由の説明が終わりましたので、このあと質疑、討論、採決を 1 件ずつ行います

これから発議案第 1 号 大山町議会会議規則の一部を改正する規則についての質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第1号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

（日程第39）発議案第2号

○議長（米本 隆記君） これから発議案第2号 大山町議会委員会条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第2号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

（日程第40）発議案第3号

○議長（米本 隆記君） これから発議案第3号 大山町議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議案第3号を採決します。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米本 隆記君） 起立多数です。

したがって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

日程第41 議員派遣について

○議長（米本 隆記君） 日程第 41、 議員派遣についてを議題にします。

会議規則第 127 条の規定により、お手元に配布しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思います。

お諮りします。議員派遣をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣することに決定しました。

日程第 42 ～ 日程第 45 閉会中の継続調査について

○議長（米本 隆記君） 日程第 42、総務経済常任委員会の閉会中の継続調査についてから日程第 45、議会運営委員会の閉会中の継続調査まで計 4 件を一括議題にします。

総務経済常任委員会、教育民生常任委員会、広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から、委員会の所管事務について第 75 条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米本 隆記君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉会宣告

○議長（米本 隆記君） これで本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。会議を閉じます。令和 7 年第 2 回大山町議会定例会を閉会します。

○議会事務局長（野間 光君） 互礼を行いますのでご起立下さい。一同礼。

午後 0 時 52 分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する

議 長 米本 隆記

署 名 議 員 大原 広巳

署 名 議 員 大杖 正彦